

まん延防止等重点措置地域における集客施設 に対して夜間営業時間の短縮を要請します。

要請内容

まん延防止等重点措置において特に重点措置を講じる区域において、
以下の集客施設（飲食店等以外）における
20時までの営業時間の短縮を要請します。

要請期間 **令和3年5月9日（日）** から **5月31日（月）** まで

※上記期間中の全期間、時短要請に協力していただくことが基本ですが、**少なくとも5月14日から**5月31日までの期間において営業時間の短縮にご協力いただいた場合、協力金の支給対象となります。

対象地域 桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町、四日市市、菰野町、
朝日町、川越町、鈴鹿市、亀山市、伊賀市、名張市
※三重県内全域ではありません

対象施設 ※詳細は別表を参照してください。

- ①建築物の床面積が1,000㎡を超える
劇場、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）
運動施設、遊興施設、物品販売業、サービス業（生活必需物資、サービスを除く）
- ②上記①の一部を賃借するテナント等 ※飲食店以外の事業を営む事業者

三重県集客施設時短要請協力金

支給金額 ※飲食店等を対象とした三重県時短要請協力金との**重複受給はできません。**

- ①大規模施設等 $1,000\text{m}^2$ ※毎に20万円/日×時短率×時短日数
- ②テナント等 100m^2 毎に2万円/日×時短率×時短日数

時短率：短縮した時間/本来の営業時間

※協力金を算定するときの面積は、要請対象となる面積部分のみで計算します。

例) 10時～22時まで営業する3,000㎡（百貨店内の生活必需物資を販売する食品売場等の面積を除く）の百貨店が
5/11～5/31の21日間、20時までの時短要請に協力した場合
 $20\text{万円} \times (3,000\text{m}^2 / 1,000\text{m}^2) \times (2\text{時間} / 12\text{時間}) \times 21\text{日間} = 210\text{万円}$ を支給

主な支給要件

1. 要請対象となる施設の20時までの時短営業に**全面的に協力（※）**いただいた施設を運営する事業者であること。
※全面的に協力とは、**少なくとも5月14日から5月31日までの全期間**において時短営業に協力いただくことをいいます。
2. **5月6日時点で20時を越えて**対象施設を営業している事業者であること
3. **要請の対象地域内**に施設があること
4. **業種別ガイドラインを遵守**していること

【三重県時短要請協力金相談窓口】

開設期間：5月12日（水）～5月31日（月）

電話番号：059-224-2247 受付時間：9時から17時 ※土日は除く。

申請の大まかな流れ

①要請内容や支給要件を確認する

②時短要請に応じた営業を行う（20時以降の営業時間短縮）
時短営業を証明する店舗写真、店舗の外観・内観写真等を撮影してください
また、テナントの場合、入居する大規模施設等が要請期間中に時短営業を行っていたことがわかる資料（HPの印刷等）を準備しておいてください。

申請受付要項公表後

申請受付要項については、準備中ですのでお待ちください。（6月上旬県HPに掲載予定）
最新情報は三重県のHPで更新しますので、確認してください。
申請受付要項を熟読のうえ、必要書類を整え申請してください。

③必要書類の準備

申請書（様式）、誓約書（様式）等に加え、添付書類として、営業実態が客観的にわかる書類（確定申告の写しなど）を準備してください。

④チェックシートに基づいて必要書類の確認

必要な書類が整っているか、チェックシートで確認してください。

⑤申請（郵送）

※書類に不備がある場合や提出書類から客観的に営業実態が確認できない場合は、協力金が支給されない可能性があります。

申請に必要な書類

申請受付要項については、準備中です。（6月上旬に県HPへ掲載予定）
三重県HPに掲載する申請受付要項を熟読のうえ、必要書類を整え申請してください。
協力金の申請には、申請受付要項に定める申請書（様式）、誓約書（様式）等のほかに以下の書類が必要です。

①確定申告の写し

②対象施設を営業していることが客観的にわかる書類

③施設の面積が確認できる書類

図面、テナントの契約書など

④営業時間の短縮が確認できる書類

営業時間の短縮を告知している店舗の貼り紙の写真を撮影し印刷してください。

店舗の入り口等に貼付ける等、対外的に周知していることがわかる様子を撮影してください。

⑤通常の営業時間が確認できる書類

5/6時点の通常の営業時間がわかる資料。店舗の看板など対外的に周知しているもの。

⑥店舗の外観写真、内観写真

直近1か月以内の写真を添付してください。

内観写真については、各フロア複数枚ずつ撮影するなど、工夫してください。

⑦営業を行ううえで必要な許可

該当がある場合のみ提出してください。

⑧本人確認できる書類

運転免許証の写しなど顔写真付きのものを添付してください。

⑨通帳の写し

通帳のおもて面と1・2ページ目の口座番号や口座名義人がわかるページを添付してください。

※今後変更となる場合があるので、申請の際には必ず三重県HPや要項をご確認ください。